

福岡県公報

平成二十二年三月十七日
第三千八十七号
増刊 ②

目次

規則(第八号)

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (森林保全課) …………… 一

告示(第四百八十五号・第四百九十一号)

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正 (環境保全課) …………… 一

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正 (環境保全課) …………… 二

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定の一部改正 (環境保全課) …………… 二

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定の一部改正 (環境保全課) …………… 二

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準の一部改正 (環境保全課) …………… 二

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定の一部改正 (環境保全課) …………… 二

県が管理する港湾施設の概要の一部改正 (港湾課) …………… 二

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正 (市町村支援課) …………… 四

規則

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十二年三月十七日

福岡県規則第八号

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成十四年福岡県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

7 条例第六条第三項又は第四項の規定による届出には、当該変更の部分に係る変更後の第五条第一項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

別表第一に次の一号を加える。

二十二 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第二十二條第一項の規定に基づく許可

別表第二中第十三号を第十四号に、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

約する書面

様式第四号中「その名称」を「その名称」に改める。

様式第五号の備考中「法人の登記事項証明書(法人の命令のみ)」の次に「……」を加える。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

告示

福岡県告示第四百八十五号

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定(昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十七日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、飯塚市に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第四百八十六号

騒音規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十七日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、飯塚市に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第四百八十七号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十七日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、飯塚市に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第四百八十八号

振動規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十七日

福岡県知事 麻生 渡

指定地域に係る図面のうち、飯塚市に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第四百八十九号

振動規制法第四条第一項の規定に基づく指定地域の規制基準（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十七日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、飯塚市に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第四百九十号

振動規制法施行規則別表第一付表第一号に規定する区域の指定（昭和六十一年十一月福岡県告示第七百十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十七日

福岡県知事 麻生 渡

別添図面のうち、飯塚市に係る部分を次の図面のように改める。

(次の図面は省略し、当該図面は、福岡県環境部環境保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第四百九十一号

県が管理する港湾施設の概要（昭和五十一年九月福岡県告示第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十七日

福岡県知事 麻生 渡

苅田港(2)外郭施設の表防波堤の項中

南防波堤 側地先	京都府苅田町大字浜町字神ノ島4499番地の2南	1,500
-------------	-------------------------	-------

ㇿ

南防波堤 側地先	京都府苅田町大字浜町字神ノ島4499番地の2南	885.7
-------------	-------------------------	-------

ㇿㇿ

フェー一接岸部 取付護岸	京都府苅田町新浜町5番地の3	30	4.3
-----------------	----------------	----	-----

ㇿ

フェー一接岸部 取付護岸	京都府苅田町新浜町5番地の3	30	4.3
2号地B護岸	京都府苅田町新浜町9番50, 51, 56	1,345	2.5
2号地C護岸	京都府苅田町新浜町9番51, 56, 62	1,266	1.8

ㇿㇿ

苅田築①遊興広場築造の取組費の償付

南港中央4 号線	京都府苅田町新浜町7番地南港2号地線との交差点 京都府苅田町新浜町7番地南港3号物揚場北端	13	74.6
南港中央5 号線	京都府苅田町新浜町7番地南港2号地線との交差点 京都府苅田町新浜町7番地南港3号物揚場南端	13	74.5

ㇿ

南港中央4 号線	京都府苅田町新浜町7番地南港2号地1号線との交差点 京都府苅田町新浜町7番地南港3号物揚場北端	13	74.6
南港中央5 号線	京都府苅田町新浜町7番地南港2号地1号線との交差点	13	74.5

ㇿㇿ

号線 南端	京都府苅田町新浜町7番地南港3号物揚場
----------	---------------------

苅田築②出張遊興広場の築造費の償付

本港51号野積場	本港5号岸壁背後	2,735
----------	----------	-------

ㇿ

本港51号野積場	本港5号岸壁背後	3,125
----------	----------	-------

ㇿㇿ

苅田築③外港築造の取組費の償付の取組費

施設の種類	名称	位置	延長(m)	幅(m)	水深(m)
導流堤	導流堤	大川市大字小保地先から筑後川中央部を下流に河口まで	6,527		
施設の種類	名称	位置	延長(m)	幅(m)	水深(m)
こつ門	若津港 陸こつ門	大川市大字向島字三ノ割2439番の6地先	9	0.45	1.2
施設の種類	名称	位置	延長(m)	敷地幅(m)	
護岸	花宗左護岸 小保護岸 花宗右護岸	大川市大字小保字住吉町及び住吉浦地先花宗川左岸 大川市大字小保字住吉町地先筑後川左岸 大川市大字向島七ノ割地先花宗川右岸	247 242 160	8~10 8~10 8	

苅田築④外港築造の取組費の償付の取組費

施設の種類	名称	位置	延長(m)
防波堤	芦屋北防波堤 芦屋東防波堤 芦屋中防波堤 波除堤	遠賀郡芦屋町西浜町及び幸町地先 遠賀郡芦屋町幸町地先 遠賀郡芦屋町白浜町地先 遠賀郡芦屋町西浜町3839番の1地先	959 200 110 90
防砂堤	防砂堤	遠賀郡芦屋町西浜町3843番の20地先	300
導流堤	芦屋導流堤	遠賀郡芦屋町西浜町地先	350

施設の種別	名称	位置	延長(m)	敷地面積(m ²)
護岸	芦屋港護岸	遠賀郡芦屋町西浜町及び幸町地先	1,057	10
	芦屋1号護岸	遠賀郡芦屋町白浜町地先	198.5	15.1
	芦屋2号護岸	遠賀郡芦屋町白浜町地先	200	14.85
	芦屋3号護岸	遠賀郡芦屋町白浜町地先	60	9.7

芦屋港(7)船舶役務用施設の表を削る。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第二十七号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十七日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 八女市の項中

医療法人社団慶仁会老人保健施設ビハラ光風	津江五一三番地一
----------------------	----------

を

医療法人社団慶仁会老人保健施設ビハラ光風	津江五一三番地一
介護老人保健施設回寿苑	黒木町湯辺田二七〇
耳納高原病院	星野村字古道七二七七―七

に

改め、

前原市の項を削り、みやま市の項の次に次のように加え、

「糸島市

名称	所在地
井上病院	糸島市波多江六九九―一
糸島医師会病院	浦志五三二―一

糸島郡の項を削り、八女郡の項中

みなかせ病院	篠原西一―一四―一
介護老人保健施設ケアブラザ伊都	波多江二二三―一
福吉病院	二丈吉井四〇二五―一
医療法人八春会小富士病院	志摩久家二四〇〇

を

老人保健施設回寿苑	八女郡黒木町大字湯辺田二七〇番地
広川病院	八女郡広川町大字新代九三〇
馬場病院	大字新代一三八九―四〇九
横田病院	大字新代一四二八番地の九四
姫野病院	大字新代二三二六番地
医療法人八女発心会介護老人保健施設舞風台	大字水原一四九八番地
耳納高原病院	星野村字古道七二七七の七

に

広川病院	八女郡広川町大字新代九三〇
馬場病院	大字新代一三八九―四〇九
横田病院	大字新代一四二八番地の九四
姫野病院	大字新代二三二六番地
医療法人八女発心会介護老人保健施設舞風台	大字水原一四九八番地

改める。

二 老人ホームの項中

特別養護老人ホーム光陽の郷	上陽町北川内二八一八番地一
特別養護老人ホーム芳樹園	筑後市大字鶴田五五五番地

を

特別養護老人ホーム光陽の郷	上陽町北川内二八一八番地一
養護老人ホーム八女の里八媛苑	黒木町本分四二八〇―六

改め。

社会福祉法人菊池園	朝倉郡筑前町山隈一六〇七番地一一
社会福祉法人朝日会身体障害者療護施設西友苑	田川郡福智町神崎一五三三番地一五一

に

社会福祉法人菊池園	朝倉郡筑前町山隈一六〇七番地一一
重度身体障害者授産施設小富士園	糸島郡志摩町大字東貝塚七七七の二
社会福祉法人朝日会身体障害者療護施設西友苑	田川郡福智町神崎一五三三番地一五一

を

身体障害者療養施設慈久園	みやま市瀬高町松田四四一
身体障害者授産施設小富士園	糸島市志摩東貝塚七七七一一
社会福祉法人福岡コロニー身体障害者入所授産施設福岡コロニー	糟屋郡新宮町緑ヶ浜一一一一二

に、

身体障害者療養施設慈久園	みやま市瀬高町松田四四一
社会福祉法人福岡コロニー身体障害者入所授産施設福岡コロニー	糟屋郡新宮町緑ヶ浜一一一一二

を